

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	法律科	夜・通信	64 単位	13 単位	
	実務法律科	夜・通信	64 単位	7 単位	
	行政教養科	夜・通信	34 単位	4 単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/>
 情報公開＞学校基本情報(PDF) P4

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/>
情報公開＞学校基本情報(PDF) P2

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
学外(非常勤)	行政書士	令和7年4月 1日～ 令和9年6月 30日	学校運営全般
学外(非常勤)	弁護士	令和7年4月 1日～ 令和9年6月 30日	学校運営全般
(備考) 任期満了後、再任あり（回数の定めなし）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) <授業計画書(シラバス)の作成過程> 各年度、「受講の手引き」を作成し、その中に「授業概要」を掲載している。掲載内容は、科目名、開講学期、単位数、講師名、履修可能学年、講師プロフィール、科目の概要・到達目標、授業内容、受講生に望むこと、評価方法、使用教科書、参考図書等である。 作成にあたっては、各講義担当教員より原稿提出を受け、取引会社にてデータ化を行い、納品を受けている。なお、2025年度からはデータによる納品としている。 <授業計画書の作成・公表時期> 「受講の手引き」は、新年度開始までに完成し、新年度ガイダンスにおいて在校生および新入生へ閲覧方法の案内を行っている。また、学外向けには、6月頃に「授業概要」をPDFデータ化し、本校ホームページに掲載している。	
授業計画書の公表方法	https://www.chuhou.ac.jp/student/ 在校生の方へ>授業概要(PDF)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) <成績評価の方法> 成績評価は各科目ごとに行う。2024年度以降、すべての科目を半期科目としており、前期・後期それぞれで成績評価を行う。成績評価は、定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮する方法で行う。成績表は、A・B・C・D・Eの5段階評価とする。90点以上をA、80点以上89点以下をB、70点以上79点以下をC、60点以上69点以下をD、59点以下をE(不合格)とする。成績評価にはGPAを用いている。 <単位認定の方法> 単位認定は、総合成績によって判定される。総合成績において、A・B・C・Dの評価を受けた者は単位認定され、E評価を受けた者は単位認定されない。また、単位認定における出席要件を満たさなかった場合の成績評価は、E(不合格)となる。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価における客観的な指標として、GPAを活用している。 GPAの算出方法は、履修科目の成績評価(Grade)であるA・B・C・D・Eに、それぞれのGrade Point(Aは4、Bは3、Cは2、Dは1、Eは0)を与え、各評価に該当する修得単位数に乗じた数値の合計を、総履修登録単位数で除して算出する(小数点以下第3位を四捨五入)。 成績証明書には、年次ごとのGPAおよび入学時からの累積GPAを記載している。 GPA＝〔(4×A 修得単位数)＋(3×B 修得単位数)＋(2×C 修得単位数)＋(1×D 修得単位数)〕÷総履修登録単位数(不合格評価Eの単位数を含む)	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開＞学校基本情報(PDF) P5
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本校を卒業するには、各学科に定める必要単位数を取得しなければならない。 ※修業年限内に卒業に必要な単位数を取得できなかった者は、留年とする。 ＜卒業要件単位＞ 法律科(4年課程) 144単位以上 実務法律科(2年課程) 72単位以上 行政教養科(1年課程) 36単位以上 ※2023年度以前入学生は、法律科176単位以上、実務法律科88単位以上、行政教養科44単位以上。編入学者については、適用する卒業要件単位数が異なる。 卒業認定の方法としては、卒業年次の学生の成績確定後、総取得単位数が記載された名簿をもとに、教員会議により卒業認定を行う。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開＞学校基本情報(PDF) P6

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開＞財務諸表等(PDF)
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	法律科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	144 単位 (2024 年度以降 1 年次入学者。 2023 以前は 176 単位以上)	278 単位	56 単位			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
200 人		188 人	0 人	5 人 (各科共通)	30 人 (各科共通)	35 人 (各科共通)	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）開講科目の中から選択履修し（必修科目・自動登録科目あり）、各科目（半期）ごとに単位が認定される。授業は1科目90分で、前期15回・後期15回を基本としている。授業内容は法学及び各種試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
（概要）定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表はA～Eの5段階評価で、A～Dの評価を受けた者は単位認定され、Eは単位認定されない。成績評価はGPAを用いている。
卒業・進級の認定基準
（概要）法律科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない（卒業要件単位 144単位以上。2023年度以前の基準適用者は176単位以上）。修業年限内に卒業要件単位数を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
（概要）法律科の入学生で希望する者は、提携校である中央大学の法学部通信教育課程を併修できる。卒業をすると中央大学より「学士」の学位が授与される。公務員試験や大学編入など、各試験対策に関する個別サポートを行っている。

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
文化教養		専門課程	実務法律科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	72 単位 (2023 年度以前入学者は 88 単位)	278 単位	32 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
60 人		37 人	0 人	5 人 (各科共通)	30 人 (各科共通)	35 人 (各科共通)		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）開講科目の中から選択履修し（一部自動登録科目あり）、各科目（半期）ごとに単位が認定される。授業は 1 科目 90 分で、前期 15 回・後期 15 回を基本としている。授業内容は法学及び各種試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
（概要）定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表は A～E の 5 段階評価で、A～D の評価を受けた者は単位認定され、E は単位認定されない。成績評価は GPA を用いている。
卒業・進級の認定基準
（概要）法律科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない（卒業要件単位 72 単位以上。2023 年度以前の基準適用者は 88 単位以上）。修業年限内に卒業要件単位数を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
（概要）公務員試験対策、大学編入学試験対策、資格試験対策など、通常授業のほか、個別で指導を行っている。

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
文化教養		専門課程	行政教養科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	36 単位 (2023 年度以前入学者は 44 単位)	168 単位	32 単位			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20 人		7 人	0 人	5 人 (各科共通)	18 人 (各科共通)	23 人 (各科共通)	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）開講科目の中から選択履修し（一部自動登録科目あり）、各科目（半期）ごとに単位が認定される。授業は 1 科目 90 分で、前期 15 回・後期 15 回を基本としている。授業内容は法学及び各種試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
（概要）定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表は A～E の 5 段階評価で、A～D の評価を受けた者は単位認定され、E は単位認定されない。成績評価は GPA を用いている。
卒業・進級の認定基準
（概要）法律科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない（卒業要件単位 36 単位以上。2023 年度以前の基準適用者は 44 単位以上）。修業年限内に卒業要件単位数を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
（概要）公務員試験対策、資格試験対策など、通常授業のほか、個別で指導を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
法律科 20 人 (100%)	0 人 (0%)	18 人 (90.0%)	2 人 (10.0%)
実務法律科 11 人 (100%)	4 人 (36.4%)	3 人 (27.2%)	4 人 (36.4%)
行政教養科 4 人 (100%)	0 人 (0%)	3 人 (75.0%)	1 人 (25.0%)
（主な就職、業界等） [各科共通] 公務員、法律関係事務所、民間企業等への就職。			
（就職指導内容） [各科共通] 授業の選択科目として「キャリアデザイン講座Ⅰ・Ⅱ」を2コマ設置している。授業終了後にキャリアカウンセリング、担任等による個別指導も行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 行政書士、宅地建物取引士、FP 技能検定、ビジネス実務法務検定、MOS、簿記検定 など			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
法律科 153 人	15 人	9.8%
実務法律科 33 人	2 人	6.1%
行政教養科 8 人	1 人	12.5%
（中途退学の主な理由） 大学編入学試験合格（中央大学併修者）、進路変更、経済的理由 等 ※上記人数は学費未納による除籍者の人数を含む		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任による面談を随時行い、学生生活・意欲低下等を理由とした中退の防止に努めている。2022 年度より希望者に対してメンタルケアカウンセリングを実施している。本校の特性上、大学編入学（中央大学併修による）や公務員試験合格等を理由に中退となる場合があり、学生の目標に応じて柔軟に対応している。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
法律科	100,000 円	590,000 円	160,000 円	
実務法律科	100,000 円	590,000 円	160,000 円	
行政教養科	100,000 円	480,000 円	160,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開＞自己評価(PDF)		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) ※第三者評価未実施のため学校関係者評価について記載 外部学校関係者評価委員に対し、本校自己評価委員が自己評価結果を項目(学校運営・教育活動・学修成果等)ごとに報告し、意見・質問を聴取している。これらの意見を参考に、学校運営の改善計画を図っていくものとしている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
※第三者評価未実施のため学校関係者評価について記載		
日本司法書士会連合会 (司法書士)	3 年 (令和 6 年度～令和 8 年度)	関係業界
本校 非常勤講師 (学則による教員の規定外)	3 年 (令和 6 年度～令和 8 年度)	専門学校講師
日本司法書士会連合会 (司法書士) 名古屋中央リーガルオフィス 代表	3 年 (令和 6 年度～令和 8 年度)	本校卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ※第三者評価未実施のため学校関係者評価について記載 https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開＞学校関係者評価(PDF)		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chuhou.ac.jp/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H123310000115
学校名（〇〇大学 等）	中京法律専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 中京法律学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		44人（ 27）人	46人（ 27）人	46人（ 27）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	15人	
	（うち多子世帯）	（ -）	（ -）	
	第Ⅱ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ -）	（ -）	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ -）	（ -）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-	-	
	区分外（多子世帯）	14人	14人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				46人（ 27）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	-	0人	-
計	-	0人	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	-	-	0人
計	-	-	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。